

改正

平成27年6月10日要綱第28号
平成27年10月5日要綱第35号
平成28年3月31日要綱第15号
平成28年9月1日要綱第23号

宇多津町新婚世帯家賃補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内への移住定住促進を図り、活力あるまちづくりを推進するため、町内に住所を有する新婚世帯で民間賃貸住宅に居住する者に対し、宇多津町新婚世帯家賃等補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 夫婦のいずれかが建物の所有者又は建物所有者が管理委託している者との間で賃貸借契約を締結して自己の居住用に供する住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 町営住宅等の公的賃貸住宅
 - イ 社宅、官舎又は寮等の事業主から貸与を受けた住宅
 - ウ 夫婦の3親等内の親族が所有し、又は賃貸借契約している住宅
 - エ その他町長がこの要綱の趣旨に合わないとする住宅
- (2) 新婚世帯 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に婚姻届を提出した夫婦を含む世帯をいう。
- (3) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料(共益費、管理費、業務用部分に係る賃借料及び駐車場使用料等の直接住宅の賃借料とはならないものを除く。)の月額をいう。
- (4) 初期費用 住宅の賃貸借契約締結に関して要した礼金、手数料及び保証料の合計額をいう。
- (5) 県外移住者 香川県外で3年以上在住した後、進学、転勤以外の目的で平成28年4月1日以降に香川県内に転入し、香川県内の市町に住民票の登録がある者をいう。
- (6) 定住 転入後、町内に永住し、又は相当期間生活の本拠地を置くこと。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付対象世帯は次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 婚姻届出日現在において、夫婦いずれもが満40歳未満であること。
- (2) 世帯全員が町内の民間賃貸住宅に居住し、当該民間賃貸住宅の所在地により住民基本台帳に登録されていること。
- (3) 家賃が月額3万円以上であること。
- (4) 公的制度(生活保護、住宅確保給付金等)による家賃補助を受けていないこと。
- (5) 世帯全員が補助金の交付申請時及び実績報告時に納付すべき納期限の到来した町税、国民健康保険税及び上下水道使用料(以下「町税等」という。)を完納していること。
- (6) 家賃を滞納していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないと認められる又はそのおそれがないと認められること。

(補助金の額及び対象期間)

第4条 補助金は、1世帯当たり月額1万円(家賃から世帯員それぞれの勤務先の住宅手当を控除した額(以下「家賃負担額」という。)が1万円に満たない場合は、家賃負担額とする。)とする。なお、千円未満の金額は切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、前条各号のいずれにも該当する新婚世帯であって、県外移住者の要件を満たす者が、定住の意思をもって賃貸借契約を締結している場合は、次の各号に掲げる額(千円未満の金額は切り捨てる。)とする。ただし、企業等の人事異動等により転出することが明らかであると宇多津町長が認める世帯は、補助金の交付対象としないことができる。

(1) 家賃補助 1世帯当たり家賃負担額の2分の1と2万円のどちらか低い額とする。

(2) 初期費用補助 1世帯当たり初期費用からこれらの額にかかる世帯員それぞれの勤務先の住宅手当を控除した額（以下「初期費用負担額」という。）の2分の1と6万円のどちらか低い額とする。

3 補助対象期間は、交付申請日の属する月の翌月から起算して24月を限度とする。

4 前項の規定にかかわらず、県外移住者であって、第2項の規定に基づき交付される補助対象期間は、町内に転入した日の属する月の翌月からとし、香川県に転入した日の属する月の翌月から起算して24月を限度とする。ただし、交付申請日の属する年度より以前の補助対象期間については交付対象外とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付申請は、宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付申請書（様式第1号）により、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 交付申請は、第3条に掲げる要件を満たした時に随時行うものとする。

3 夫婦のいずれかが、既に本制度による家賃補助を受けたことのある世帯は、新たな申請を行うことができないものとする。ただし、家賃補助を受けたことのある世帯のうち、家賃補助の期間の限度を超えていない場合は、申請を行うことができるものとする。なお、この場合の補助対象期間は、前条の補助対象期間から既に補助を受けた期間を除く。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付決定に条件を付すことができる。

（交付決定の変更）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた内容の変更を申請する場合には、宇多津町新婚世帯家賃等補助金変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を承認するときは、宇多津町新婚世帯家賃等補助金変更決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第8条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、宇多津町新婚世帯家賃等補助金実績報告書（様式第5号）により、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の請求は、原則として年2回とし、4月から9月までの分については、9月中に、10月から翌年3月までの分については、翌年3月中に行うものとする。ただし、当該期間の途中で補助対象期間が終了したときは、速やかに当該実績報告書を町長に提出しなければならない。

（補助金の確定通知）

第9条 町長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付確定通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

（補助金の交付等）

第10条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

2 補助金の交付は、原則として年2回とし、4月から9月までの分については、10月に、10月から翌年3月までの分については、翌年4月に口座振込の方法により交付する。ただし、当該期間の途中で補助対象期間が終了したときは、補助対象期間終了後に随時交付するものとする。

（更新手続）

第11条 次年度以降、家賃補助の更新申請をする世帯は、毎年4月末日までに、宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付更新申請書（様式第8号）により、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 更新時における交付決定については、第6条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 前項にかかる交付決定の変更については、第7条第1項及び第2項の規定を準用する。

（交付決定の失効）

第12条 第6条の規定による補助金の交付決定は、補助対象世帯が、次の各号のいずれかに該当する

ときは、当該事由が生じた日が属する月の翌月からその効力を失う。ただし、夫婦の双方又は一方が本町の住民基本台帳に登録を有しなくなったときは、当該事由が生じた日の属する月が4月から9月であれば4月に、10月から翌年3月であれば10月に遡ってその効力を失う。

- (1) 第3条に規定する補助対象世帯の要件を有しなくなったとき。
- (2) 夫婦が離婚したとき、又は夫婦のいずれか一方が他の住宅へ転居したとき。
- (3) その他町長が必要と認めたとき。

(現況調査)

第13条 町長は、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた者に対し、交付資格に関する現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補助金の返還)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、町長の指示に従わなかったとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成30年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日までに第5条に規定する補助金の交付申請を行ったものに対する補助金交付に係る規定については、失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成27年6月10日要綱第28号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年10月5日要綱第35号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日要綱第15号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、平成28年5月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月1日要綱第23号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号

(第5条関係)

様式第2号

(第6条関係)

様式第3号

(第7条関係)

様式第4号

(第7条関係)

様式第5号

(第8条関係)

様式第6号

(第9条関係)

様式第7号

(第10条関係)

様式第8号

(第11条関係)